

議案第2号

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与及び旅費に関する条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

平成29年度人事院勧告による一般職の職員の給料表及び勤勉手当率の改定に伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当率の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>